

環境影響評価書案の概要

—是政橋及び関連道路建設事業—

平成2年9月

東京都市
稻城

第1章 総 括

1.1 事業者の名称及び住所

東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一
東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

稲城市 代表者 稲城市長 山田 元
東京都稲城市東長沼2,221番地

1.2 対象事業の名称

是政橋及び関連道路建設事業 [対象事業の種類：道路の改築]

1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、是政橋及び関連する道路を整備するもので、多摩都市計画道路3・3・7号稲城府中線（以下「多摩3・3・7号線」という。）及び府中都市計画道路3・4・7号府中清瀬線（以下「府中3・4・7号線」という。）のうち、東京都稲城市大丸八号地内を起点に、府中市是政五丁目地内を終点とする延長約1.0km区間を2車線（現道幅員約10m、現都市計画幅員18.0m）から4車線（25.0m～43.7m）に都市計画変更し改築するものである。

当該道路（以下「計画道路」という。）は、道路構造令に定める第4種第1級の規格（往復4車線、設計速度60km／時）である。

道路構造は、起点より平面街路築造部約180m（稲城市側）、橋架取付部約230m（稲城市側）、橋架部約400m、橋架取付部約220m（府中市側）で構成されている。

計画道路は、稲城市側で多摩3・3・10号線（川崎街道）と接続し、JR東日本南武線と立体で交差し、府中市側で府中3・4・3号線と接続する。

事業工程は表1.3-1のとおりである。

表1.3-1 事業工程表

(平成)年度		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
工事内容	用 地 購 得										
	橋架取付部工事	上流側				■■■■■					
		下流側						■■■■■			
	橋 架 部 工 事	上流側			■■■■■						
		下流側					■■■■■				
	平面街路築造部工事								■■■■■		

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の計画内容を考慮し、計画道路周辺地域の概況を把握することにより選定した予測・評価項目について、現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1.4-1 のとおりである。

表1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 大気汚染	工事の完了後においては、大気質濃度（一酸化炭素、二酸化窒素、二酸化いおう）はいずれも評価の指標（公害対策基本法に基づく環境基準）を下回るため影響は少ないと考える。
2. 騒音	工事の施行に伴う建設作業騒音は、評価の指標（騒音規制法及び東京都公害防止条例で定める基準）を下回るため影響は少ないと考える。 工事の完了後の道路交通騒音は、評価の指標（公害対策基本法に基づく環境基準）を下回るため影響は少ないと考える。
3. 振動	工事の施行に伴う建設作業振動は、評価の指標（振動規制法及び東京都公害防止条例で定める基準）を下回るため影響は少ないと考える。 工事の完了後の道路交通振動は、日常生活において支障がない程度であるため影響は少ないと考える。
4. 低周波空気振動	工事の完了後においては、計画道路周辺の低周波空気振動は、既存資料から判断すると、商業系及び工業系市街地の日常生活の中に存在している音圧レベルの範囲内にあるため、環境への影響は少ないと考える。
5. 水質汚濁	工事の実施にあたっては、濁水の発生を最小限に抑える工法を採用すること及び濁水期に施工することにより、河川の水質への影響は少ないと考える。
6. 陸上植物	多摩川河川敷にカワラサイコ及びオギ群集が分布している。本事業によりその一部が改変されるが、周辺に十分な分布地が残存する。 工事の施行中は、資材置場等の設置を最小限にとどめるため、陸上植物の生育環境の変化は少ないと考える。また、工事の完了後においては、上下線の橋梁間が離れていることから、橋梁による採光の変化が陸上植物へ及ぼす影響は最小限にとどめられる。 以上により、本事業の実施による陸上植物への影響は少ないと考える。

7. 陸上動物	<p>調査地域に生息する陸上動物はいずれもその生息地を限定するものではなく、市街地から丘陵地にかけ広範囲に分布している種で特に注目される種はみあたらない。</p> <p>工事の施行中は、施工区域を限定する等、周辺への影響を少なくするような対策を行うため、陸上動物の生息環境の変化は少ないと考える。また、工事の完了後においては、陸上動物の生息環境は現状とほぼ同程度となる。</p> <p>以上により、本事業の実施による陸上動物への影響は少ないと考える。</p>
8. 水生生物	工事の実施にあたっては、濁水の発生を最小限に抑える工法を採用することにより、水生生物への影響は少ないと考える。
9. 日照阻害	計画道路により新たに生ずる日影時間は「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年、建設事務次官通知）に定める日影時間を下回るため、環境への影響は少ないと考える。
10. 電波障害	本事業の実施により一部地域で電波障害が発生すると考えられる。電波障害が発生した場合は、「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波障害により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和54年、建設事務次官通知）に基づいて適切に対処する。
11. 景観	<p>橋梁部は斜張橋とすることにより、多摩川中流部の地域のランドマークとなる。なお、色彩については、周辺景観に配慮し、調和のとれたものとする。</p> <p>また、計画道路の歩道を十分にとり、歩道緑化をはかることにより、緑豊かな整然とした街並みになる。</p> <p>以上により、景観に係る環境への影響は少ないと考える。</p>

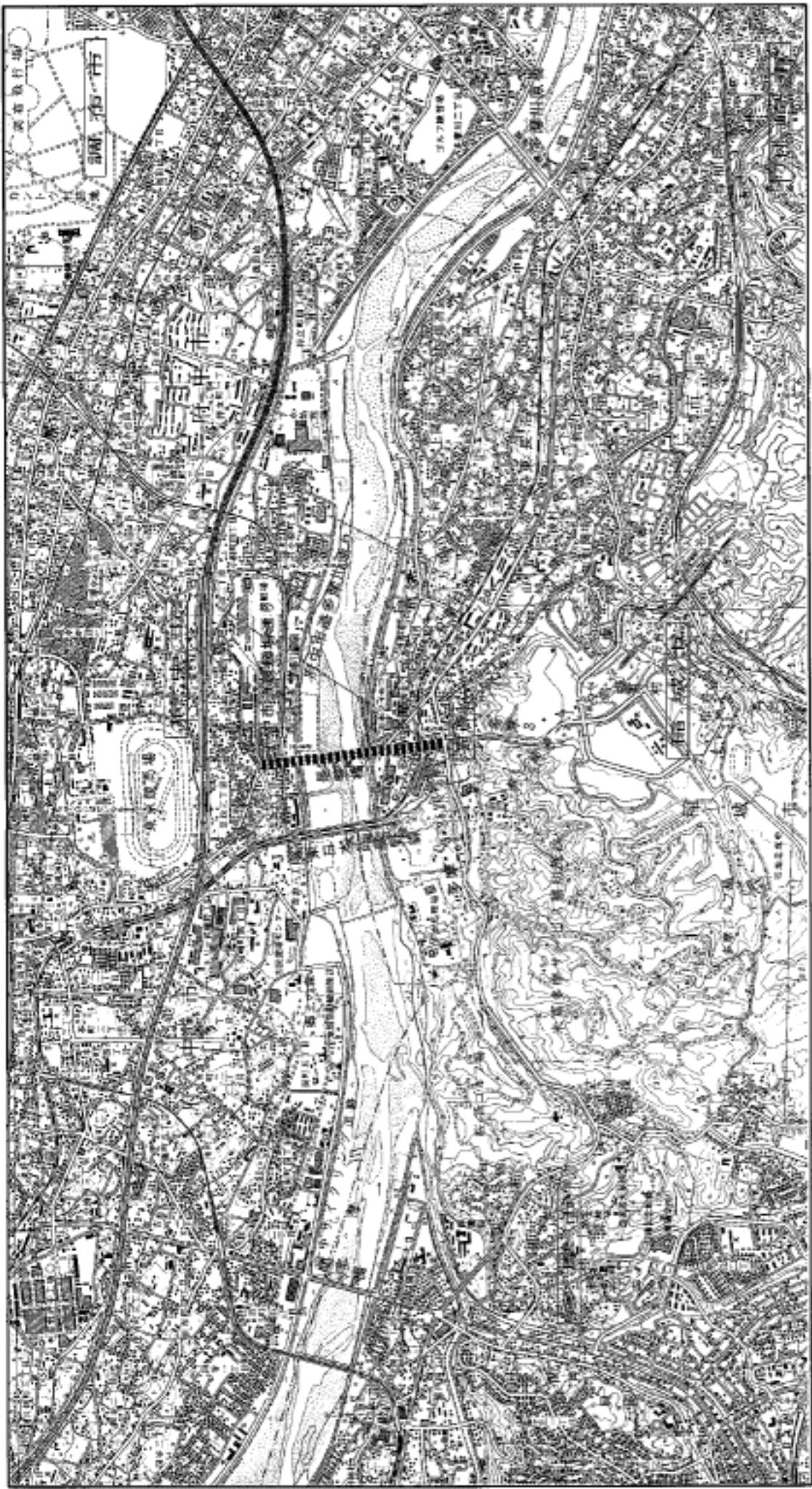


图2.2-1 计划道路方案示意图

比例

计划道路

SCALE 1:25,000
米

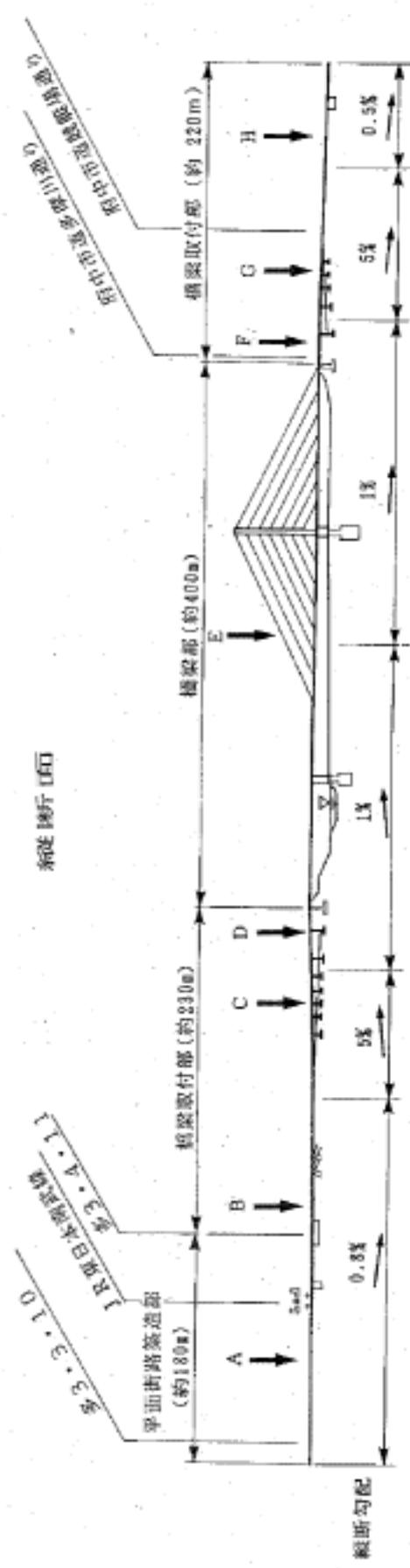
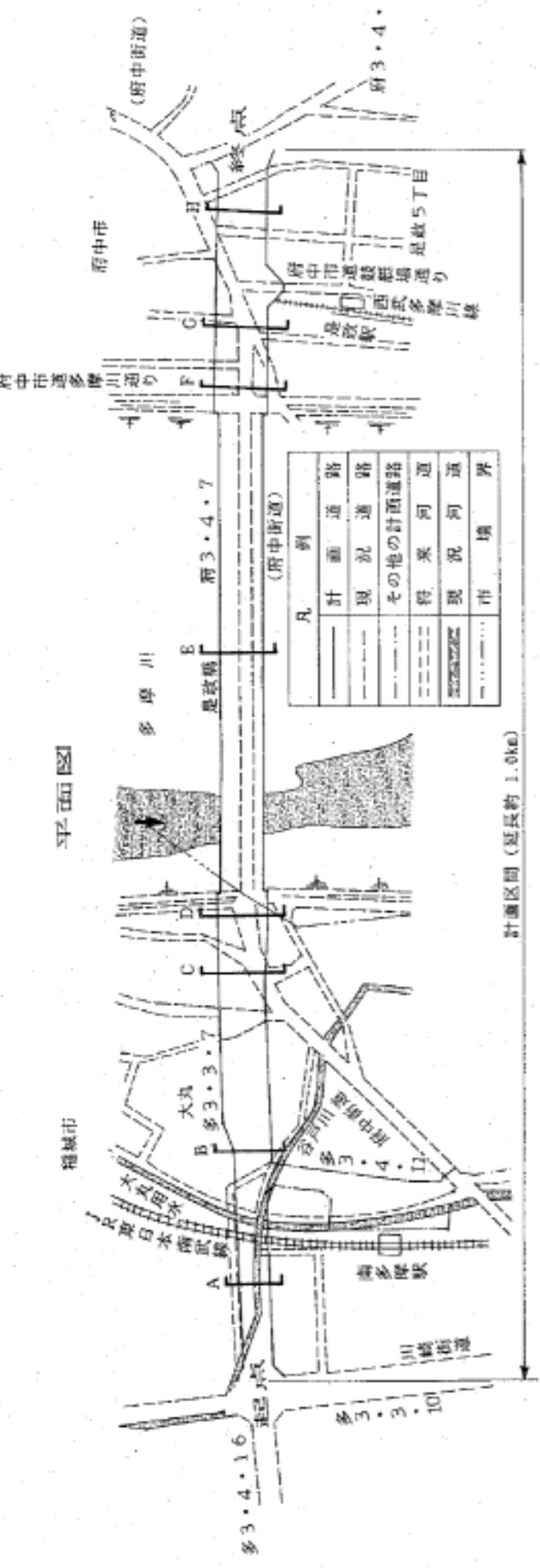


図 2.2-2(1) 道路計画図